



●「新型コロナウイルス」関連情報

緊急事態宣言が全国的に解除され、今後はコロナ再流行に備えた対策へと向かっております。企業様における労務管理も、新しい働き方の模索、社員の雇用や今後の求人活動をどうするか等、先の見えない状況の中で様々な経営判断が求められることになるかと思われます。今号も新型コロナ関連の情報が中心となりますが、最新の労務情報をお届け致します。

【介護有給休暇、妊婦特別休暇の助成金創設予定】(最大100万円)

※第二次補正予算案が決定してからの内容

1. 家族の介護を行うための有給休暇を与える制度

制度を整備し周知させ、当該有給休暇を合計して5日以上取得させた場合
→その取得した有給休暇の日数を合計した数の区分に応じた額

- イ 10日未満被保険者1人につき20万円
- ロ 10日以上被保険者1人につき35万円

2. 妊娠中の女性労働者に休暇を与える制度

制度を整備し周知させ、R2年5月7日～R3年1月31日までの間に当該休暇を合計して5日以上取得させた場合

→対象労働者が取得した休暇の日数を合計した日数の区分に応じた額

- イ 20日未満 対象被保険者1人につき25万円
- ロ 20日以上 対象被保険者1人につき25万円に20日を超える20日ごとに15万円を加算した額（その額が100万円を超えるときは、100万円）

【小学校休業等対応助成金 上限額引上げ】

・助成額の上限引き上げ(→¥15,000へ)と、対象期間の延長(→R2.9.30まで)

【離職理由の特例暫定措置】

新型コロナに感染すると重症化の恐れがある疾病を有する者等の退職は「特定受給資格者」に該当する(R2.5.1以降の離職者)

【令和2年度労働保険料の第1期口座振替納付日の変更】

労働保険料の申告・納付期限の延長を受け、全期・第1期の口座振替納付日が令和2年10月13日に変更となる。

<全期・第1期>
(変更前) R2.9.7 → (変更後) R2.10.13
<第2期> (変更なし) R2.11.16
<第3期> (変更なし) R3.2.15

【健康診断の実施延長について】

R2.6月末までの実施が求められる一般健康診断については、同年10月末までに延期しても差し支えないとされている。

その他ピックアップ

●社会保険の適用拡大等が盛り込まれた年金制度改正法が成立

高齢期の経済基盤の充実を図ること等を目指した年金制度改正法 (R2.6.5) となっており、主な内容は以下の通り。

1. 被用者保険の適用拡大

・短時間労働者の保険適用対象事業所の企業規模要件の、段階的引き下げ (現行500人超→100人超→50人超)

2. 在職中の年金受給の在り方の見直し

・在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の年金額を毎年定時に改定
・在職老齢年金が支給停止とならない範囲を拡大 (基準額を、現行の28万円から47万円に引き上げ)

3. 受給開始時期の選択肢の拡大

・年金受給開始時期の選択肢を60歳から「75歳」に拡大

4. 確定拠出年金の加入可能要件の見直し等

・加入可能年齢の引き上げ、受給開始時期の選択肢拡大
・中小企業向け制度の対象範囲の拡大(→300人以下)

●精神障害の労災認定の基準改正 (R2.6.1)

・パワハラ防止措置の義務化を受け、具体的出来事に「パワハラ」を追加するといった見直しがなされている。

●中小企業の同一労働同一賃金の対応 (R2.5.20)

・中小企業で目途が付いた企業は46.7% (東京商工会議所調べ)

今月の無料相談会

日時: 6/11(木) 13:00 - 16:00

場所: KRP4号館3階 BIZNEXT

●最近ご相談の多いテーマ

『小学校休業等対応助成金』
『休業手当支給時の算定基礎届』

上記テーマ以外でも、大歓迎です。
ご予約不要、お気軽にお越し下さい。
(KRP4号館3階 BIZ NEXT受付へ)

～発行元～

えがお
ワークラボ

代表理事 上田 恭子
(特定社会保険労務士、組織力診断士)

<スタッフ: 特定社労士1名、社労士2名、行政書士2名、職員11名>

〒600-8813 京都市下京区中堂寺粟田町93 KRP4号館 3階

TEL: (075) 352-2848 FAX: (075) 320-3689

【お問合先】 E-mail: nikoniko.12@sage.ocn.ne.jp (えがお事務局)